

# ホルスタイン種牛検定規程

制定 昭 31. 4. 1  
改正 昭 37. 4. 1 昭 40. 4. 1  
昭 46. 4. 1 昭 50. 6. 1  
昭 51. 4. 1 昭 52. 4. 1  
昭 60. 4. 1 平 6. 4. 1  
平 14. 4. 1

## 第 1 章 総 則

(検定法とその適用)

- 第 1 条 ホルスタイン種牛登録規程に定める検定は、この規程によって行うものとし、その検定法はA検定法とする。
- 2 検定期間の総乳量は検定を行う牛（以下「受検牛」という。）の所有者又は管理者（以下「受検者」という。）の記帳した記録を用い、総乳脂肪量・総乳蛋白質量・総無脂乳固形分量（以下「総乳成分量」という。）及び平均乳脂肪率・平均乳蛋白質率・平均無脂乳固形分率（以下「平均乳成分率」という。）は、検定委員が立会した日の記録を併せ用いて算出する。
- 3 検定期間中の搾乳回数は、分娩の日を含め、6 日目以降の 1 日当たりの最多搾乳回数とする。

(検定成績の区分)

第 2 条 検定成績は、年型、検定期間及び搾乳回数により区分する。

- 2 年型は分娩当日の年齢により、次の 8 種に分ける。
- | 2 年 型 | 2 才半未満のもの          |
|-------|--------------------|
| 2 年判型 | 満 2 才半以上満 3 才未満のもの |
| 3 年 型 | 満 3 才以上満 3 才半未満のもの |
| 3 年判型 | 満 3 才半以上満 4 才未満のもの |
| 4 年 型 | 満 4 才以上満 4 才半未満のもの |
| 4 年判型 | 満 4 才半以上満 5 才未満のもの |
| 5 年 型 | 満 5 才以上満 5 才半未満のもの |
| 成年型   | 満 5 才半以上のもの        |
- 3 検定期間は次の 2 種とする。
- (1) 10 月 連続 305 日を超えない期間
- (2) 1 年 連続 365 日を超えない期間

(検定の開始と制限)

第 3 条 検定は分娩の日を含めて 6 日目以降に開始するものとし、1 乳期に限る。

第 4 条 検定期間は検定中に変更することができる。

第5条 同一乳期中に検定期間を異にする検定をあわせて受けるときは、検定の開始は同時でなければならない。

(立 会)

第6条 検定委員は、検定期間中所定の立会日に現場におもむき、受検牛1頭ごとに24時間の毎搾乳時の乳量を計測し、別に定める方法により乳脂肪率・乳蛋白質率・無脂乳固形分率（以下「乳成分率」という。）を検定するとともに、必要書類等を調査するものとし、受検者はこれを拒むことがきでない。

(検定の中止又は延期等)

第7条 検定委員は、受検牛が病気又は異常が発生し、当該産次の検定の継続が不可能と認めたときは、その検定の中止又は延期等の処置を行い、直ちに報告しなければならない。

2 検定の延期は次産の乳期に限る。

第8条 検定期間中に、種付けの日を含めて180日以上胎内にあった子牛を早産又は流産したときは、その前日で検定を打ち切る。

(受検牛の移動)

第9条 受検牛が移動し引続き検定を行う場合は、受検者はすみやかに検定委員を経て報告しなければならない。

(受検牛の飼養管理)

第10条 受検牛に対しては、故意に乳量又は乳脂肪量・乳蛋白質量・無脂乳固形分量（以下「乳成分量」という。）を増加する目的で、注射・薬品又は特殊物を与えてはならない。

(違反の行為)

第11条 検定委員は受検者の違反行為を認めるときは、軽重にかかわらず直ちに報告しなければならない。

ただし、報告にあたっては証拠となるものを添付しなければならない。

第12条 検定に不正行為を認めるときは、検定委員の報告により本会は検定の中止を命ずる。

(乳量又は乳成分率測定用サンプル乳の失量)

第13条 検定委員は、乳量又は乳成分率測定用サンプル乳（以下「サンプル乳」という。）を失ったときは、再び立会を行い、その旨検定記録に記入する。

(同時に立会できる受検牛の頭数)

第14条 同時に立会できる受検牛の頭数は、検定委員が搾乳の状態を完全に確認できる範囲内で決定するものとする。ただし、独房中にある場合は1頭に限る。

(分娩日等の調査確認)

第 15 条 検定委員は、分娩年月日及び産次について調査確認する。

ただし、検定期間中に早・流産があった時は、種付年月日等の調査を行う。

(サンプル乳の採取)

第 16 条 検定委員は、乳量計からサンプル乳を採取するとき、フラスコ又はレシバージャー内に空気を流入して十分混合する。

ただし、バケツ又は手搾り搾乳の場合、2 個の容器で全乳量を反復移しかえて十分混合する。

2 サンプル乳は、毎搾乳時別に採らなければならない。ただし、やむえない場合は混合サンプル乳によることができる。

その場合は、1 日の混合サンプル乳を採るときは、毎搾乳時に乳量 1 kg について 10cc の割合で採取混合する。

第 17 条 乳成分率測定にあたっては、サンプル乳を 15～20℃に保ち、泡立てないようによく混和しなければならない。

(乳成分率の検定)

第 18 条 乳成分率の検定は、バブコック法・ゲルベル法・赤外線ミルク検定法又は光電濁度測定法による。

(検定成績における数値の表示)

第 19 条 総乳量・総乳成分量は、小数点以下第 1 位を、平均乳成分率は小数点以下 2 位を四捨五入する。

## 第 2 章 検 定 法

(立会の回数・制限)

第 20 条 A 検定法は次の表により、検定期間中に、10 月検定では 5 回、1 年検定では 6 回を、定めた期間内に立会する。

検定期間	立会番号	分娩後の立会期間	立会日の範囲	
1 年	10 月	1	7－8週（43－56日）	14日間
		2	14－15週（92－105日）	〃
		3	21－23週（141－161日）	21日間
		4	28－30週（190－210日）	〃
		5	35－38週（239－266日）	28日間
	6	43－46週（295－322日）	〃	

(予備搾乳)

第 21 条 検定立会にあつては、検定委員は、予備搾乳に立ち会い、搾り上げが完全に行われたことを確認するものとする。ただし、検定委員がやむをえないと認めた場合は、これを省略することができる。

(受検者の記帳)

第 22 条 受検者は、毎搾乳時の乳量を計り、検定記録及び検定成績集計表に記載し、検定終了後検定委員の保証を受けて提出しなければならない。

(検定委員の記帳・報告)

第 23 条 検定委員は、立会の都度、検定記録にその成績を記載し、検定立会報告書により報告しなければならない。

(検定の中断)

第 24 条 検定中にその牛を共進会に出品し、又は移動等の特別の理由で検定を中断したときは、その期間が 14 日以内の場合に限り検定の継続を認める。

第 25 条 検定委員は、前条の場合その他特別の理由によって定められた期間内に立会できないときは、その期間の前後を通じて 7 日以内にこれを行う。

(異常の乳量、乳成分率)

第 26 条 検定委員は、立会当日の 1 日の乳量と、その日から 7 日以前までの記録との間に好ましくない差を認めたとき、又は乳成分率が前回に比較して異常と認めたときは、再立会を行う。

2 前項の異常の乳量及び乳成分率とは、次の場合をいう。

(1) 乳量： 立会日から 7 日以前までの記録の最高から 20%以上多い乳量、又は最低から 20%以上少ない乳量を示したとき

(2) 乳脂肪率： 前回に比較して実測値の差が 1.0%（例えば 3.2%のものが 4.3%を示した時）をこえたとき

(3) 乳蛋白質率： 前回に比較して実測値の差が 1.0%（例えば 3.2%のものが 4.3%を示した時）をこえたとき

(4) 無脂乳固形分率： 前回に比較して実測値の差が 2.0%（例えば 8.2%のものが 10.3%を示した時）をこえたとき

3 再立会を行った結果、さきの立会成績が正当と認められたときは、検定委員の責任で処理する。また、不当と認められたときは、牛の状態、環境の変化、その他参考となる事項及び意見を添えて報告するとともに、さらに重ねて立会を行う。

4 本会は前項の報告を検討して、次のいずれかの方法をとることを決定し、検定委員及び受検者等に通知する。

(1) 検定の中止

- (2) さらに重ねての立会の実施
  - (3) 当初の立会又は再度の立会の乳量・乳成分率のいずれかをその期間内の成績とする。
  - (4) その他必要な方法
- 5 受検者の希望により立会当日の乳量が前日に比較して30%以上を減じ、正当な理由があると認めるときは、検定委員の責任で再立会を行うことができる。

(検定成績の計算)

第27条 検定期間の総乳量は、検定委員が正当と確認した全期間の搾乳量の総和であり、総乳成分量は毎立会時の乳成分率に基づいて、次条に定める方法で算出する。

第28条 検定における立会日の搾乳日量・乳成分日量及び乳成分率は次のとおりとする。

(2回搾乳の例)

$$\begin{aligned} \text{立会日乳脂肪率} &= (\text{乳脂肪日量} \div \text{搾乳日数}) \times 100 \\ &= \{ (\text{第1回搾乳量} \times \text{第1回搾乳時の乳脂肪率}) \\ &\quad + (\text{第2回搾乳量} \times \text{第2回搾乳時の乳脂肪率}) \} \\ &\quad \div (\text{第1回搾乳量} + \text{第2回搾乳量}) \end{aligned}$$

- (1) 乳蛋白質率、無脂乳固形分率についても、同じ計算方法による。
- (2) 乳成分量及び乳成分率の計算は混合サンプル乳によることができる。

2 検定期間中ある一定期間の総乳成分量は、各1日の乳量にその日に最も近い立会日の乳成分率(両立会日の中央に位する日については両立会日の乳成分率の平均)を乗じた乳成分量の総和とし、検定期間の総乳成分量は、各一定期間の乳成分量の総和とする。

第29条 検定期間の平均乳成分率は次のとおりとする。

$$\text{平均乳脂肪率} = (\text{総乳脂肪量} \div \text{総乳量}) \times 100$$

平均乳蛋白質率、平均無脂乳固形分率についても、同じ計算方法による。

第30条 第24条の不在中の乳量は、最も近い前後各7日ずつの乳量を平均した日量を、その期間の各1日の乳量とみなすことができる。

### 第3章 検定の指導

第31条 本会は、国又は地方の公務員その他適当と認められた者を検定指導員に委嘱又は任命する。検定指導員は、本会が必要とするときは、不時に検定に立会し、また検定及び乳牛の改良等の指導にあたる。

## 附 則

第32条 この規程は、平成14年4月1日から施行する。